



関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 6 年 10 月 1 日

関東ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、関東ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

【関東ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	耳垢栓塞に対して耳処置の算定を認めない。	「J095 耳処置」の留意事項通知に「点耳又は簡単な耳垢栓除去は、第1章基本診療料に含まれるものであり、耳処置を算定することはできない。」とされているため、耳垢栓塞に対する「J095 耳処置」の算定は、原則として、認められないと判断した。	適用診療月 令和 7 年 1 月 診療分

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

混合審査室眼科・産婦人科審査第1課 宮城(TEL:03-6849-6847)